

与那城保育所警備業務委託（長期継続契約）
仕様書

(業務の目的)

第1条 うるま市の運営する保育施設において起こりうる火災、破壊、不良行為等の災害・犯罪等の発生を防ぐための警備を実施し、当該施設を利用するすべての者の安全と安心を確保することで、うるま市（以下「甲」という。）の円滑な保育業務の運営に資することを目的とする。

(警備対象施設)

第2条 この警備業務委託（以下「本契約」という。）に係る警備対象施設（以下「警備対象施設」という。）は次のとおりとする。

施設名	住所
与那城保育所	うるま市与那城466番地

2 警備対象施設の図面については、別添のとおりとする。

(契約期間等)

第3条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続であるため、この契約の締結後に令和8年度うるま市一般会計予算が議決されなかった場合は、本契約を締結しないことがある。

(受注者の任務)

第4条 本契約における受注者（以下「乙」という）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 火災、盗難及び不良行為の排除拡大防止
- (2) 事故発覚時における施設の秩序保持及び関係先への通報、連絡
- (3) 事故報告書の提出
- (4) その他甲の指示する事項

(警備を行う時間)

第5条 警備業務を実施する時間（以下「警備実施時間」という。）は、月曜日から土曜日（以下「平日」という。）及び日曜日並びに施設休業日（以下「休日」という。）ごとに、下記のとおりとする。

- (1) 平日：19時00分から翌7時15分
 - (2) 休日：7時15分から翌7時15分（24時間）
- 2 警備対象施設の都合（行事等）により、前項に定める開始及び終了時間における警備に不都合が生じるときは、適宜時間を調整すること。
- 3 前各項以外の場合で、判断に迷うときは甲の指示に従うこと。

(警備実施の方法)

第6条 警備実施の方法は、警備対象施設内に設置した警備センサーその他警備に係る機器等（以下「警備センサー等」という。）による監視警備（以下「機械警備」という。）及び巡回警備併用方式とする。

2 警備体制については次のとおりとする。

- (1) 警備対象施設で発生した異常事態を乙の管制本部へ自動的に通報する機能を有すること。
- (2) 乙は、警備実施時間中においては警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に業務用無線等を装備した機動パトロール隊（以下「機動隊」という。）と無線又は有線電話等により連絡体制を保持すること。
- (3) 機動隊は常に管制本部と連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備えること。
- (4) 警備対象施設の内外等の巡回を、警備効果が見込まれる時間帯に平日は2回、休日は4回巡視し、窓の開放、破損箇所の発見と処置及び挙動不審者の有無を確認すること。ただし休日は、甲が指示する機械警備の解除および警戒の対応のための、巡回を行うものとする。

(通信手段)

第7条 乙は、警備対象施設に設置している警備センサー等と管制本部との通信手段として、甲の所有する電話回線を使用するものとし、回線料は甲の負担とする。この場合、警備対象施設に設置済の火災警報機と同一回線を使用しないこと。なお、甲の所有する電話回線を使用しない場合の通信費用等は乙の負担とする。

(異常事態発生時における処置)

第8条 機械警備により警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。

2 警備対象施設に到着した機動隊は異常事態を確認後、管制本部へ、その状況を連絡し管制本部は必要に応じて関係先へ通報すること。

(警備に必要な機器の設置及び保守点検)

第9条 乙は、機械警備に必要な警備センサー等を警備対象施設に設置すること。

2 警備センサー等の設置にかかる設置工事費用、保守点検費用等については乙の負担とする。また、甲の都合（施設の改築工事、電話回線変更等）により機器の移動等の必要が生じた場合の費用についても原則として乙の負担とする。

3 乙は、警備対象施設に設置した警備センサー等の機能について定期的に点検を行い、正常作動を確認しなければならない。万一、警備センサー等の故障により作動に異常が生じた場合は、遅滞なく警備上の安全処置を講ずること。

(警備機器の使用方法の周知)

第10条 乙は、警備対象施設に所属する職員に対し、警備センサー等の機器の使用方法を周知すること。

(鍵の預託)

第11条 甲は、警備実施に必要な鍵を、乙に預託する。

- 2 甲が預託する鍵は甲が貸与するもので、契約期間終了後直ちに返却するものとする。
- 3 業務遂行のため甲が乙に預託した甲の鍵は、巡回する機動隊の責任の下に保管し、その他の場合は乙の金庫に保管すること。

(警備報告書の提出)

第12条 乙は、毎日警備業務等を終了したときは、必要事項を記載した警備報告書を作成し、警備対象施設の長に提出して確認を受けること。また、その総括を翌月10日までに甲に提出すること。

(その他)

第13条 この警備仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、文書をもって取り決めるものとする。